

東京都特別区の臨時・非常勤職員の割合（令和7年4月1日現在）

（単位：人、％）

団体名	職員全体	臨時・非常勤職員	職員全体に占める 臨時・非常勤職員の割合
千代田区	1,812	502	27.7
中央区	2,363	581	24.6
港区	2,942	613	20.8
新宿区	3,849	920	23.9
文京区	3,986	1,635	41.0
台東区	2,633	600	22.8
墨田区	2,709	709	26.2
江東区	3,932	1,026	26.1
品川区	4,554	1,567	34.4
目黒区	3,231	1,116	34.5
大田区	6,117	1,778	29.1
世田谷区	8,920	3,155	35.4
渋谷区	2,592	459	17.7
中野区	2,926	424	14.5
杉並区	5,650	1,826	32.3
豊島区	3,512	1,290	36.7
北区	3,566	524	14.7
荒川区	3,102	1,232	39.7
板橋区	4,904	971	19.8
練馬区	5,889	1,373	23.3
足立区	6,165	2,331	37.8
葛飾区	5,632	2,296	40.8
江戸川区	5,588	1,857	33.2
合計	96,574	28,785	29.8

※ 臨時・非常勤職員は、任用期間が6ヶ月以上かつ1週間当たりの勤務時間が常勤職員の半分以上の職員数

令和8年4月10日 総務省自治行政局公務員部公務員課

令和8年4月24日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）

（通常の労働者への転換）

第十三条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間・有期雇用労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に周知すること。
- 二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に対して与えること。
- 三 一定の資格を有する短時間・有期雇用労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

<補足>

第1号の措置は、事業主は、通常の労働者を募集しようとするときに、企業外からの募集と併せて、その雇用する短時間・有期雇用労働者に対しても募集情報を周知することにより、通常の労働者への応募の機会を付与するものとしたものです。

第2号の措置は、企業外に通常の労働者に係る募集を出す前に、企業内の短時間・有期雇用労働者に配置の希望を申し出る機会を与えるものであり、いわゆる優先的な応募機会の付与をいうものです。

第3号前段の措置（「試験制度を設けること」まで）は、雇用する短時間・有期雇用労働者を通常の労働者へ登用するための制度として、一定の資格を有する短時間・有期雇用労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を事業所内に設けることとしたものです。

第3号後段の措置は、第1号から第3号前段の措置以外のものでも差し支えない旨を明らかにしたものであり、一例として、通常の労働者として必要な能力を取得するための教育訓練を受ける機会を確保するための必要な援助を行うことが挙げられます。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

「警察取扱死体のうち自宅で死亡した一人暮らしの者」のうち、
「死後8日以上」を経過していたものの数

	令和7年通期	令和6年通期	増減数	増減率
総数	22,222	21,856	366	1.67%
うち65歳以上	15,911 (71.6%)	15,630 (71.5%)	281	1.80%
うち65歳未満	6,178 (27.8%)	6,093 (27.9%)	85	1.40%
年齢不詳	133 (0.6%)	133 (0.6%)	0	0.00%

令和8年4月23日内閣府提出資料

8日以上

	総数			男			女			不詳		
	人口	推計値	比率	人口	推計値	比率	人口	推計値	比率	人口	推計値	比率
総数	124,330,690	22,222	0.018%	60,663,248	17,620	0.029%	63,667,433	4,598	0.007%	—	4	—
0～14歳	14,024,970	0	0.000%	7,188,377	0	0.000%	6,836,593	0	0.000%	—	0	—
15～19歳	5,556,552	8	0.000%	2,849,118	5	0.000%	2,707,432	3	0.000%	—	0	—
20～24歳	6,328,583	33	0.001%	3,257,881	19	0.001%	3,070,699	14	0.000%	—	0	—
25～29歳	6,542,213	70	0.001%	3,378,007	52	0.002%	3,164,205	18	0.001%	—	0	—
30～34歳	6,484,433	87	0.001%	3,342,998	61	0.002%	3,141,432	25	0.001%	—	1	—
35～39歳	6,946,520	124	0.002%	3,560,873	97	0.003%	3,385,647	27	0.001%	—	0	—
40～44歳	7,716,225	248	0.003%	3,929,667	196	0.005%	3,786,558	52	0.001%	—	0	—
45～49歳	8,764,380	459	0.005%	4,454,953	374	0.008%	4,309,427	85	0.002%	—	0	—
50～54歳	9,881,665	1,063	0.011%	5,002,860	883	0.018%	4,878,805	180	0.004%	—	0	—
55～59歳	8,552,509	1,678	0.020%	4,297,548	1,438	0.033%	4,254,961	240	0.006%	—	0	—
60～64歳	7,616,180	2,408	0.032%	3,785,562	2,069	0.055%	3,830,618	338	0.009%	—	1	—
65～69歳	7,225,168	3,173	0.044%	3,527,550	2,770	0.079%	3,697,618	403	0.011%	—	0	—
70～74歳	8,027,177	4,047	0.050%	3,802,016	3,455	0.091%	4,225,161	592	0.014%	—	0	—
75～79歳	7,984,004	4,329	0.054%	3,617,616	3,400	0.094%	4,366,388	929	0.021%	—	0	—
80～84歳	6,074,933	2,532	0.042%	2,528,429	1,739	0.069%	3,546,504	793	0.022%	—	0	—
85歳以上	6,605,145	1,830	0.028%	2,139,781	956	0.045%	4,465,364	874	0.020%	—	0	—
不詳	—	133	—	—	106	—	—	25	—	—	2	—

【参考】4日以上

	総数			男			女			不詳		
	人口	推計値	比率	人口	推計値	比率	人口	推計値	比率	人口	推計値	比率
総数	124,330,690	32,678	0.026%	60,663,248	25,079	0.041%	63,667,433	7,595	0.012%	—	4	—
0～14歳	14,024,970	0	0.000%	7,188,377	0	0.000%	6,836,593	0	0.000%	—	0	—
15～19歳	5,556,552	15	0.000%	2,849,118	8	0.000%	2,707,432	7	0.000%	—	0	—
20～24歳	6,328,583	70	0.001%	3,257,881	47	0.001%	3,070,699	23	0.001%	—	0	—
25～29歳	6,542,213	106	0.002%	3,378,007	78	0.002%	3,164,205	28	0.001%	—	0	—
30～34歳	6,484,433	129	0.002%	3,342,998	95	0.003%	3,141,432	33	0.001%	—	1	—
35～39歳	6,946,520	193	0.003%	3,560,873	147	0.004%	3,385,647	46	0.001%	—	0	—
40～44歳	7,716,225	336	0.004%	3,929,667	269	0.007%	3,786,558	67	0.002%	—	0	—
45～49歳	8,764,380	653	0.007%	4,454,953	534	0.012%	4,309,427	119	0.003%	—	0	—
50～54歳	9,881,665	1,433	0.015%	5,002,860	1,186	0.024%	4,878,805	247	0.005%	—	0	—
55～59歳	8,552,509	2,251	0.026%	4,297,548	1,923	0.045%	4,254,961	328	0.008%	—	0	—
60～64歳	7,616,180	3,245	0.043%	3,785,562	2,771	0.073%	3,830,618	473	0.012%	—	1	—
65～69歳	7,225,168	4,325	0.060%	3,527,550	3,731	0.106%	3,697,618	594	0.016%	—	0	—
70～74歳	8,027,177	5,684	0.071%	3,802,016	4,755	0.125%	4,225,161	929	0.022%	—	0	—
75～79歳	7,984,004	6,340	0.079%	3,617,616	4,866	0.135%	4,366,388	1,474	0.034%	—	0	—
80～84歳	6,074,933	4,212	0.069%	2,528,429	2,760	0.109%	3,546,504	1,452	0.041%	—	0	—
85歳以上	6,605,145	3,535	0.054%	2,139,781	1,790	0.084%	4,465,364	1,745	0.039%	—	0	—
不詳	—	151	—	—	119	—	—	30	—	—	2	—

※人口は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口、推計値は令和8年4月14日に内閣府が公表した値

注1：外国人住民の「男性総数が1～9人」「女性総数が1～9人」「男女計総数が49人以下」のいずれかに該当する市区町村における5歳ごと等の内訳は、非公表である

注2：注1に該当する市区町村を含む都道府県等における5歳ごと等の内訳は、非公表の市区町村分を含まないため、総数と5歳ごと等の内訳の合計が合わない

注3：外国人住民のうち、在留カードの性別欄が空欄のため、住民票の性別を男女のいずれにも該当しないものとしている者については、表の男女のいずれにも計上せず、総計においてのみ計上している。

令和8年4月23日
調査及び立法考査局
社会労働調査室・課

◆御依頼日：4月22日

◆御依頼内容

孤立死する人について、所得・居住地域など、何らかの共通の特徴があるか。

孤立死・孤独死の実態についての研究論文、報告書、論考等から、孤立死・孤独死する人に共通する特徴について述べた箇所を抽出し、以下の表に要約しました。

表 孤立死・孤独死する者の特徴に関する論考

所得との関係				
項番	調査者	発表年	調査概要	孤立死・孤独死する人の特徴
1	新井康友	2010	Bニュータウンに在住し、2003年から2007年までの間に発生した孤独死のデータを分析した。	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅において孤独死が多発している。公営住宅に入居している者の多くは低所得世帯であると推察される。 孤独死は後期高齢者よりも前期高齢者に多い。
2	松宮朝	2012	既存の研究を概観するとともに、筆者が加わった愛知県愛西市の調査について分析した。	<ul style="list-style-type: none"> 孤立する高齢者の割合は、年収、経済状況が低い層ほど高い。 物理的な孤立、家族・地域など多様な孤立状況にある人ほど低収入である。
3	都留民子	2015	—	<ul style="list-style-type: none"> 問題の本質は貧困であり、貧困死と言うべきである。
34	新井康友	2021	既存の研究の論考・概観。	(生活困窮した状態(餓死)で発見されるケースが目立ってきているとして、都留民子氏の発言に言及。)
居住地域との関係				
項番	項番	項番	項番	項番
5	荒川和久	2024	警察庁が2024年に集計した孤独死・孤立死の統計から、都道府県毎に単身世帯に対する孤独死率を算出した。	<ul style="list-style-type: none"> 64歳以下においては、1位和歌山県、2位山口県、3位秋田県であった。 65歳以上では、1位山口県、2位滋賀県、3位富山県であり4位に千葉県、6位に愛知県が入っている。 ただし、単身世帯数の多寡に影響を受ける。
その他				
項番	項番	項番	項番	項番
6	ニッセイ基礎研究所	2011	地方自治体に対して調査票による調査を行い、2010に発見された65歳以上の孤立死事例を分析した。	<ul style="list-style-type: none"> 分析に用いた事例の80%が、セルフ・ネグレクトに該当した。
7	斉藤雅茂	2024	自身による既存研究を踏まえた言及。	<ul style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクトで孤立死に至るリスクが高いのは、必要な介護・福祉サービスを拒否し、地域から孤立しているタイプである。
78	日本少額短期保険協会孤独死対策委員会	2025	少額短期保険会社を取り扱う、 <u>孤独死保険</u> に加入している被保険者・入居者を対象に、2015年度～2024年度の孤独死のデータを分析した。	<ul style="list-style-type: none"> 65歳未満のいわゆる現役世代の孤独死者が46.1%となっており、孤独死は高齢者だけの問題ではない。 孤独死における若年・壮年層の自殺割合が高い。特に、女性において20代～40代の層の自殺割合が76.3%に上る。

(注1) セルフ・ネグレクト：「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること)。

(注2) 孤独死保険：入居者が孤独死した際、遺品整理・原状回復費用を補償する保険。

「孤立死の予防」に資する対策の例

- 内閣府・関係省庁における主な取組

- 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置の推進
- 相談支援
- 身寄りのない高齢者等の支援
- 地域づくり
- 居住支援

- 地方自治体やNPO等における主な取組

- 日常的な見守り
- 声かけ活動

など

TFA国別スコアカード

トランス脂肪酸 (TFA) を多く含む食事は、心血管疾患のリスクを高めます。毎日何百万人もの人々が、知らず知らずのうちにTFAを摂取しています。これは毎年約30万人の死亡につながっています。WHOは、成人および子供に対し、トランス脂肪酸の摂取量を総エネルギー摂取量の1%未満に抑えるよう推奨しています。

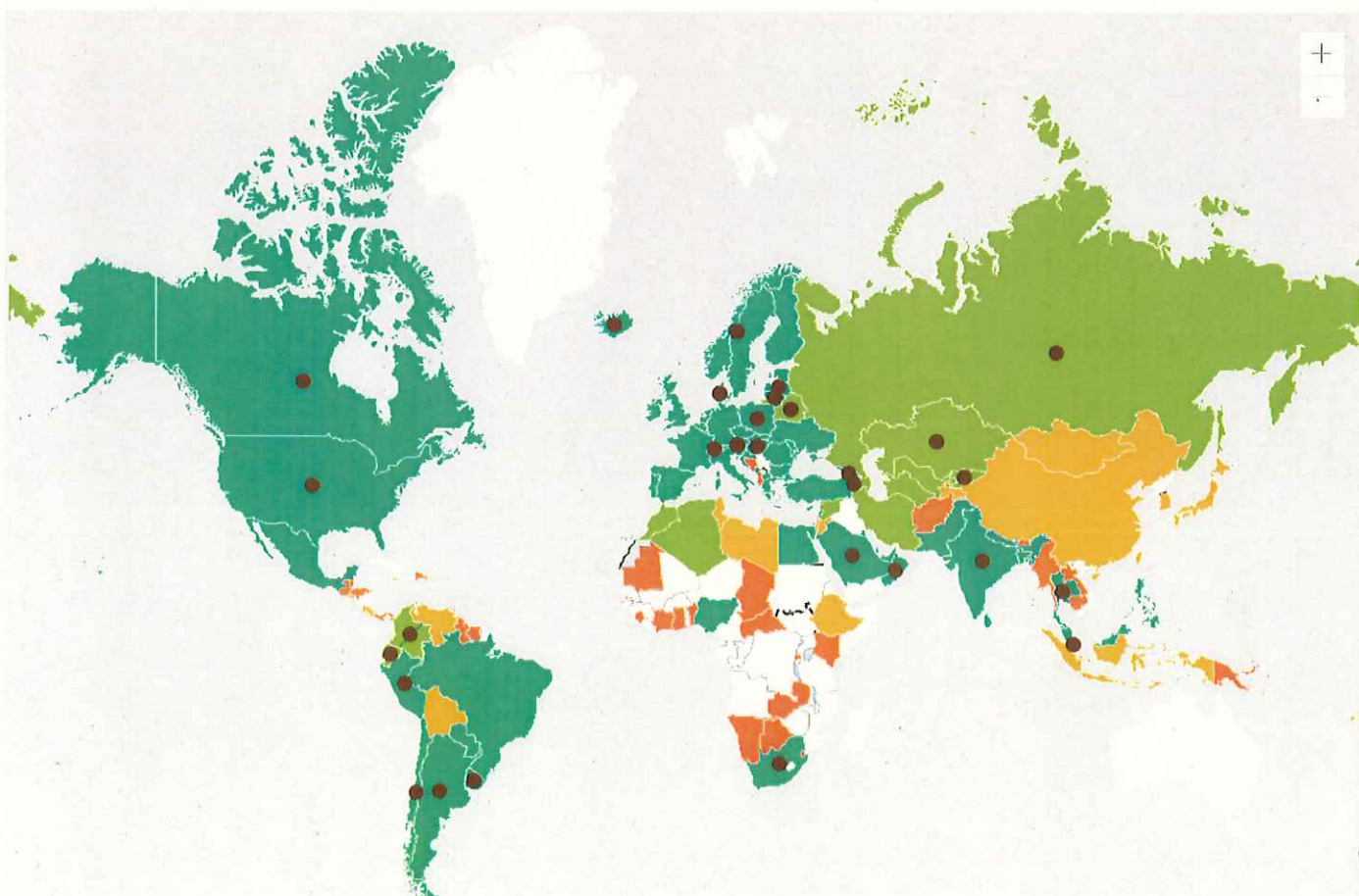
WHOは、食品供給から工業用トランス脂肪酸を排除し、より健康的な脂肪や油に置き換えることを推奨しています。そのためには、トランス脂肪酸に関する最善の政策 (例えば、すべての食品におけるトランス脂肪酸含有量を脂肪100gあたり2g以下にする法的制限、または部分水素添加油の使用禁止など) を策定、監視、施行する必要があります。

TFA国別スコアカードは、2018年5月に開催された第71回世界保健総会で承認されたWHO第13次一般事業計画の優先目標達成に向けた各国の進捗状況を追跡するために作成されました。このスコアカードは、TFA摂取量の制限に関するベストプラクティスやより緩やかな規制、TFA摂取量削減のためのその他の補完的措置、またはTFA撲滅に向けた国家政策上のコミットメントを有する国を示しています。制限が義務付けられている国については、モニタリングメカニズムの存在もスコアカードに示されています。

世界保健機関 (WHO) が2018年に工業的に生産されたトランス脂肪酸の世界的排除を初めて提唱して以来、目覚ましい進歩が見られました。詳しくは、[WHOの「トランス脂肪酸の世界的排除に関する5年間のマイルストーンレポート2023」](#)をご覧ください。



現在、世界の人口の半数以上が強制的なTFA制限の対象となっている。



(出典) (PDF) Ending Trans Fat—The First-Ever Global Elimination Program for a Noncommunicable Disease Risk Factor

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

2026.4.14

令和8年4月24日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

- 1. TFA排除に向けた国家政策のコミットメント：食品供給における工業生産されたTFAを削減するというコミットメントを表明する国家政策、戦略、または行動計画
- 2. その他の補完的措置：消費者が工業的に生産されたトランス脂肪酸に関してより健康的な選択をするよう促す立法措置またはその他の措置、あるいは特定の状況下で食品中の工業的に生産されたトランス脂肪酸の含有量を義務的に制限する措置
- 3. より緩やかなTFA制限：あらゆる場面における食品中の工業生産TFAを制限する法律または規制措置だが、推奨されるアプローチよりも制限が緩いもの
- 4. ベストプラクティスTFAポリシー：あらゆる場面における食品中の工業生産TFAを制限する立法措置または規制措置であり、推奨されるアプローチに沿ったものであること
- /// TFAのベストプラクティスポリシーは可決されたが、まだ施行されていない。
- TFAの義務的制限に関する監視メカニズム
- 欠損データ

<p>1. TFA排除に向けた国家政策のコミットメント：食品供給における工業生産されたTFAを削減するというコミットメントを表明する国家政策、戦略、または行動計画</p>	<p>アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、バハマ、ベリーズ、ベニン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、カンボジア、中央アフリカ共和国、チャド、クック諸島、コートジボワール、ジブチ、ドミニカ共和国、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ケニア、ラオス人民民主共和国、モルディブ、モーリタニア、ミャンマー、ナミビア、ナウル、パナマ、バブアニューギニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サモア、サントメ・プリンシペ、セイシェル、シエラレオネ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ、ザンビア、フランス領ポリネシア、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領土</p>	46	44
<p>2. その他の補完的措置：消費者が工業的に生産されたトランス脂肪酸に関してより健康的な選択をするよう促す立法措置またはその他の措置、あるいは特定の状況下で食品中の工業的に生産されたトランス脂肪酸の含有量を義務的に制限する措置</p>	<p>バルバドス、ボリビア (多国籍国)、ブルネイ・ダルサラーム、カーボベルデ、中国、コスタリカ、エルサルバドル、エチオピア、フィジー、インドネシア、イスラエル、ジャマイカ、日本、ヨルダン、リビア、モンゴル、大韓民国、タジキスタン、チュニジア、ベネズエラ (ボリバル共和国)</p>	20	20
<p>3. より緩やかなTFA制限：あらゆる場面における食品中の工業生産TFAを制限する法律または規制措置だが、推奨されるアプローチよりも制限が緩いもの</p>	<p>アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、コロンビア、エクアドル、イラン (イスラム共和国)、カザフスタン、キルギス、モロッコ、ロシア連邦、スイス、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン</p>	15	15
<p>4. ベストプラクティスTFAポリシー：あらゆる場面における食品中の工業生産TFAを制限する立法措置または規制措置であり、推奨されるアプローチに沿ったものであること</p>	<p>アルゼンチン、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、クウェート、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モリシャス、メキシコ、モンテネグロ、ネパール、オランダ王国、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、モルドバ共和国、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、グアム、リヒテンシュタイン、北マリアナ諸島</p>	68	65
<p>TFAのベストプラクティスポリシーは可決されたが、まだ施行されていない。</p>	<p>コロンビア</p>	1	1

8

トランス脂肪酸摂取量 (エネルギー%)

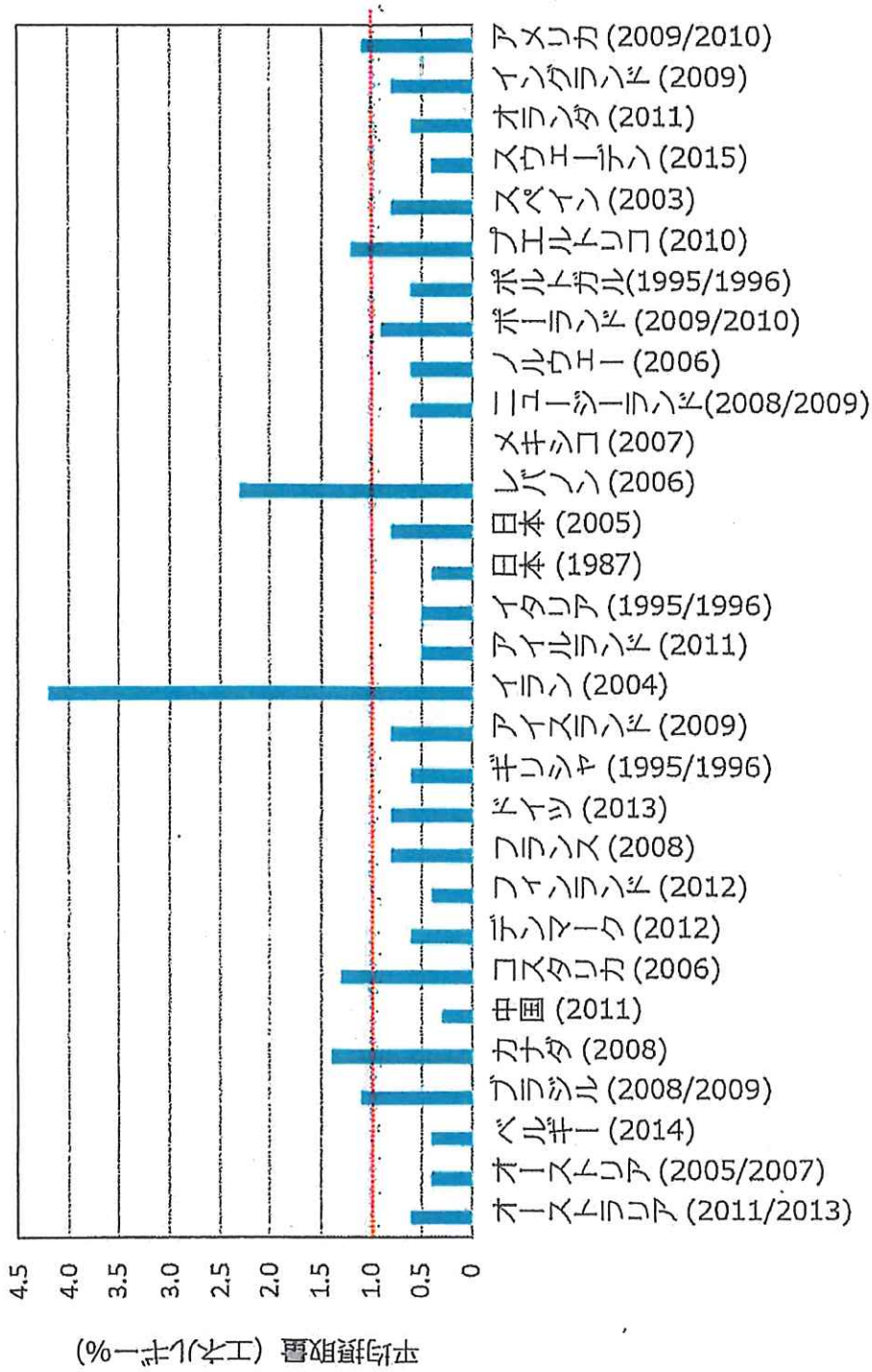


図2: 29カ国におけるトランス脂肪酸の平均摂取量 (参照41より編集)
 (括弧内は、摂取量計算に何年の食品成分表を用いたかを示している)

消 食 表 第 240 号
令 和 2 年 6 月 26 日

(別記) 団体の長宛て

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)

トランス脂肪酸の情報開示に係る周知・普及について

日頃から、消費者行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

消費者庁では、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」(平成 23 年 2 月 21 日)を公表し、食品関連事業者にトランス脂肪酸を含む脂質に関する情報を自主的に開示する取組を進めるよう要請しております。

令和元年度に「トランス脂肪酸の情報開示に関する調査事業」を実施したところ、トランス脂肪酸を含む食品を製造する事業者のうち、消費者に対して情報発信をしている事業者は14.3%でした。情報発信していない理由は「トランス脂肪酸の含有量を把握していないから」が31.1%と最も多かったことが明らかとなりました。

つきましては、トランス脂肪酸を含む食品を製造する事業者が、当該食品中のトランス脂肪酸の含有量を円滑に把握し、その情報開示ができるよう、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」に加え、下記の点に留意いただくことについて、貴下団体会員に周知いただきますよう御配慮願います。

記

- 1 トランス脂肪酸を含む原材料を供給する食品製造事業者は、トランス脂肪酸を含む原材料を利用する食品製造事業者に対して、当該原材料中のトランス脂肪酸の含有量についての情報の提供に努める。
- 2 トランス脂肪酸を含む原材料を利用する食品製造事業者であって、

※手書き部分は長妻昭事務所请加筆